計画策定年度	令和２年度
計画主体	川本町

川本町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉
担当部署名　　島根県川本町　産業振興課
所在地　　島根県邑智郡川本町大字川本２７１番地３
電話番号　　０８５５－７２－０６３６
ＦＡＸ番号　　０８５５－７２－１１３６
メールアドレス　　sangyou@town.shimane-kawamoto.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ、②ニホンザル、③ニホンジカ、④ヌートリア、⑤カラス、 ⑥サギ類、⑦カワウ、⑧ツキノワグマ、⑨アライグマ、⑩ヒヨドリ、⑪アオジ
計画期間	令和２年度　～　令和４年度
対象地域	川本町全域

２．鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）　被害の現状　（平成３０年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,656千円　368a
	野菜　（イモ類、カボチャ等）	把握はしてないが実態はある。
	果樹　（カキ等）	把握はしてないが実態はある。
ニホンザル	水稲	528千円　84a
	野菜　（タマネギ、大豆等）	把握はしてないが実態はある。
	果樹　（カキ等）	把握はしてないが実態はある。
ニホンジカ	水稲	
	野菜　（タマネギ、大豆等）	把握はしてないが実態はある。
	果樹　（カキ等）	把握はしてないが実態はある。
カラス・サギ類	水稲	
	野菜　（トウモロコシ、スイカ等）	把握はしてないが実態はある。
	果樹　（カキ等）	
カワウ・ヌートリア	水稲	把握はしてないが実態はある。
	野菜　（大豆等）	把握はしてないが実態はある。
	果樹　（鮎等）	把握はしてないが実態はある。
ツキノワグマ	水稲	
	野菜　（サツマイモ等）	把握はしてないが実態はある。
	果樹　（カキ等）	把握はしてないが実態はある。
ヒヨドリ・アオジ	水稲	
	野菜　（エゴマ等）	把握はしてないが実態はある。
	果樹　（カキ等）	把握はしてないが実態はある。

（２）被害の傾向

川本町では、集落ぐるみによる防除体制と加害個体の捕獲体制を推進し、農地への直接的な被害は緩やかに減少しているが、農地周辺の掘り返しが増加しているため、被害防止施設設置、狩猟免許取得に対する補助を行っている。今後は、鳥獣の生態、被害の発生の要因などについても研修会等で広く周知し、鳥獣のことを知り、そのうえでの被害防止対策と捕獲につながる取組を推進していく必要がある。

①イノシシ
（ア）被害状況
・最大の被害は水稲で、穂の食害の他、踏み荒らし等による稲の倒状。被害区域は全町的。
・芋類等の食害被害が収穫期に発生している。また防除が不十分な家庭菜園において被害が増加しており、市街地での被害も多発している。
（イ）生息状況
・有害鳥獣駆除許可による捕獲数は増加しているが、生息数の減少は認められない。
②ニホンザル
（ア）被害状況
・被害は通年発生しており、有害捕獲や追払い等を実施しているが、被害は増加傾向にある。
・収穫後の放置野菜、放置果樹、畑への残飯放置により、周辺の農作物被害を誘因している。
（イ）生息状況
・町内山間部に３０～４０匹程度の群れが多数あり、生息数、群れの数、生息域とも拡大傾向にある。
③ニホンジカ
（ア）被害状況
・水稲、野菜等への被害はあるが、被害額は把握していない。
（イ）生息状況
・令和元年度に雄シカ１頭、雌シカ２頭が捕獲されている。また、本町や隣接する市町では目撃情報が相次いでいることから、生息数及び生息域は拡大傾向にある。
④カラス・サギ類
（ア）被害状況
・水稲、野菜等への被害はあるが、被害額は把握していない。
（イ）生息状況
・カラスは町内全域に生息。サギ類は、水稲作付後に目撃されることが多い。
⑤カワウ・ヌートリア
（ア）被害状況
・ヌートリアは水稲被害があり、カワウは江川へ鮎を放流する時期に被害があるが、被害額については把握していない。
（イ）生息状況
・年々捕獲数も増加しており、生息数は増加傾向にある。
・カワウは、江の川沿いに生息。ヌートリアは、町内全域に生息。
⑥ツキノワグマ
（ア）被害状況
・現在、柿等の果樹への被害があるが、被害額については把握していない。
（イ）生息状況
・柿等の放任果樹への被害があり、また、目撃情報も年々増加していることから町内広域に生息している。
⑦アライグマ
（ア）被害状況
・現在、農作物への被害は報告されていない。
（イ）生息状況
・目撃情報等はあるが、個体の特定確認はできていない。
⑧ヒヨドリ・アオジ
（ア）被害状況
・エゴマや柿などへの被害があるが、被害額は把握していない。
（イ）生息状況
・エゴマへの被害があり、収穫時期にほ場内で目撃されることが多い。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（平成３０年度）	目標値（令和４年度）
被害金額	２，１８４千円	１，５２８千円
被害面積	452a	310a

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	①捕獲奨励金 有害鳥獣の被害が深刻な場合は、捕獲許可を川本町有害鳥獣駆除班（４班編制）へ交付し、捕獲した場合鳥獣の種類に応じて奨励金を交付する。 ・サル　　1頭につき　20,000円（成獣） 　　10,000円（幼獣） ・イノシシ　1頭につき　10,000円（成獣） 　　5,000円（幼獣） ・シカ　　1頭につき　25,000円 ②新規狩猟者免許取得者補助金 狩猟者の増加を図るため、新規に狩猟免許を取得する方の試験費用を助成する。 ③外来鳥獣対策 外来鳥獣（ヌートリア・アライグマ）については、町がおこなう講習会を受講すれば、非狩猟者でも箱わなに限り、捕獲できる制度としている。 また、中型用捕獲檻（箱わな）の貸出も実施している。	・担い手不足に伴う駆除班員の確保 ・被害額の増加に伴う、捕獲対策経費の財政負担増加 ・イノシシの箱わなによるツキノワグマの錯誤捕獲防止 ・箱わな導入経費及び設置負担
防護柵の設置等に関する取組	①被害防止施設設置対策 サルやイノシシなど有害鳥獣による農林作物被害を未然に防止し、生産意欲の拡大・農産物を安定的に出荷できるよう電気牧柵や防護柵等の設置に対し、資材経費の補助や設置研修会実施 　補助率：資材経費の1/2（上限５万円） 　　※法人等団体は上限30万円 ②追い払い対策 ロケット花火より音が大きく、追い払いに効果がある「動物駆逐用煙火」を使用して、集落 ぐるみでの追い払いを実施できるように講習会の実施	・サル防護へのモデル作（電気牧柵と防護柵の複合柵等）及びイノシシ防護のモデル作（電気牧柵）の波及活動 ・追い払い活動の波及活動 ・動物駆逐用煙火については、火薬量が多く指の欠損事故等も多いため、安全に使用できるよう指導等が必要である。

（５）今後の取組方針

島根県西部農林振興センター県央事務所などと連携しながら、子供から高齢者に対して、鳥獣との共生に向け生態研修や被害発生の要因となる食物のゴミ捨て場の除去など農地周辺の管理について意識を高めていく必要がある。
また、ワイヤーメッシュなどの被害防止対策、罠などの捕獲対策を進め、被害の軽減に努める。
捕獲対策においては、高齢化により狩猟免許取得者が減少していく見込みであるため、免許取得促進対策に取り組み、併せて川本町猟友会と連携して、捕獲技術の向上を図ることによって捕獲体制を強化していく。
なお、イノシシについては、近隣の処理加工業者と連携して、有効利用を推進する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

　既存の川本町有害鳥獣駆除班と川本町鳥獣被害対策実施隊（実施隊設置に向けて関係機関等と検討する。）により、特に被害の多いイノシシ・ニホンザルを中心に捕獲を行い、従来の捕獲中心の駆除班と鳥獣被害を防止を推進する集落が連携し捕獲体制を確立する。また、ヌートリア等の外来鳥獣については、外来鳥獣対策講習会受講による捕獲を農業者を中心におこなう。
　現在、中国山地から生息域を広げているニホンジカについては、山林への被害も予想され、近隣市町村と広域連携して捕獲等対策に取り組む。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和２年度	全対象鳥獣	有害駆除班と地域の農業者と協働での捕獲体制の確立 集落単位での自営捕獲体制の整備を推進
令和３年度	全対象鳥獣	有害駆除班と地域の農業者と協働での捕獲体制の確立 集落単位での自営捕獲体制の整備を推進
令和４年度	全対象鳥獣	有害駆除班と地域の農業者と協働での捕獲体制の確立 行政・住民が一体となった農地保全の取組の一環としての鳥獣対策体制を確立

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数（捕獲目標）設定の考え方
近年の捕獲数の推移状況、農林水産業への被害状況や被害防止対策の実施状況などを総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画を設定する。 捕獲目標は、平成２８年度～平成３０年度の３カ年平均の捕獲実績を考慮し捕獲計画を設定する。

対象鳥獣	H28～H30 平均捕獲数	捕獲計画数				捕獲計画等の設定の考え方
		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	合計	
イノシシ	１８０頭	２３０頭	２３０頭	２３０頭	６９０頭	駆除班と農業者による捕獲体制を構築し、農用地に対する加害個体を中心に必要頭数を捕獲する。
ニホンザル	３３頭	５０頭	５０頭	５０頭	１５０頭	追い払い体制の整備を推進し、集落周辺に定住している加害群に対しては捕獲檻を用いた捕獲圧を高め、集落への進入防止に繋げる。
ニホンジカ	０頭	１０頭	１０頭	１０頭	３０頭	Ｒ２年度以降、加害個体数が増加する事を見込み、駆除班と農業者による捕獲体制を構築し、農用地に対する加害個体を中心に必要頭数を捕獲する。

捕獲等の取組内容

対象鳥獣	項目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
イノシシ ニホンザル	予定時期	←											→
	予定場所	川本町全域											
	捕獲方法　ワナ・銃器、処理方法　埋却												
ニホンジカ	予定時期	←											→
	予定場所	川本町全域											
	捕獲方法　ワナ・銃器、処理方法　埋却												

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度
全般	農業者への防護柵の設置を推進する。また、積極的に補助する。	農業者への防護柵の設置を推進する。また、積極的に補助する。	農業者への防護柵の設置を推進する。また、積極的に補助する。

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和２年度	全般	鳥獣の生態、被害の発生の要因などの啓発による被害の未然防止を図り、農地周辺に出没を繰り返す野生鳥獣の内、加害個体については駆除班を中心に捕獲等を進めていく。また、小規模被害に対しては、防護柵等により防除する。
令和３年度	全般	鳥獣の生態、被害の発生の要因などの啓発による被害の未然防止を図り、農地周辺に出没を繰り返す野生鳥獣の内、加害個体については駆除班を中心に捕獲等を進めていく。また、小規模被害に対しては、防護柵等により防除する。
令和４年度	全般	未然防止対策と加害個体の捕獲体制を推進する。また、農地を有害鳥獣の被害から守るため、各種対策事業の積極的な導入を目指し、被害を軽減する。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　　割
西部農林振興センター県央事務所	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力
川本警察署	住民の安全確保、不測の緊急事態の警察官職務執行法第４条第１項による対応
川本町有害鳥獣駆除班	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力
川本町	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力

※４者により対処方法（捕獲や追い込み等）を協議・決定する。

（２）緊急時の連絡体制

町民 → 川本町役場 → 川本警察署 → 関係機関
（島根県西部農林振興センター 県央事務所
川本町有害鳥獣駆除班）

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、速やかに埋設処理を行うこととする。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについては、近隣市町村の獣肉利活用施設と連携して資源利活用を進め、併せて、食肉等の有効利用を検討する。

８．被害防止策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	川本町有害鳥獣被害対策協議会
【構成機関の名称】	【役割】
川本町産業振興課	連絡協議会事務局（協議会に関する連絡調整）
川本町猟友会	有害鳥獣捕獲の実施、有害鳥獣関連情報の提供
川本町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供
島根県農業協同組合島根おおち地区本部	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
邑智郡森林組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
川本町自治会連合会	有害鳥獣関連情報の提供、状況把握と情報収集
島根県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する助言

（２）関係機関に関する事項

中国四国農政局	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
農研機構　西日本農業研究センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
島根県西部農林振興センター県央事務所	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
島根県中山間地域研究センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
江川漁業協同組合	水産資源に係る有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
島根県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供、水稲被害に係る情報提供

（３）鳥獣被害実施隊に関する事項

駆除班がその役割を担うこととする。併せて、実施隊設置に向けて関係機関等と検討する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

川本町自治会連合会と連携し、被害情報、出没情報等の収集と蓄積を図る。自治会長会などの会合において情報交換をする場を設け、情報の共有化と意識の高揚を図る。情報伝達、組織力に長けた自治会組織を活用することにより、研修会等への参加人員の確保が図られ、より効果的な事業実施が見込まれる。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域の農地保全のため、関係機関（農業、林業、土木、地域政策、防災）との情報共有をおこない適切な被害対策を進めていく。